

2010年版 不公正貿易報告書について

平成22年4月

経済産業省

通商政策局 通商機構部

不公正貿易報告書とは

1. 不公正貿易報告書の概要

国際ルールから見た主要貿易相手国の貿易政策・措置に関する年次報告書。

1992年以来毎年公表、2010年版は19回目。

通商に関する専門家で構成される不公正貿易政策・措置調査小委員会(産業構造審議会)によって作成され、経済産業大臣に提出される。

本年は、4月の小委員会で採択、公表する予定。

2. 本年のスケジュール

4月1日 不公正貿易政策・措置調査小委員会にて採択・公表

5月以降 英訳版の作成・公表

・全世界50ヶ国以上の在日本の外国大使館に配布するほか、我が国主要貿易相手国政府、世界貿易機関(WTO)や経済協力開発機構(OECD)等の関係者に配布。

不公正貿易報告書を用いた国際経済紛争解決の取組

不公正貿易報告書

主要国の貿易政策・措置について、専門家がWTO協定等の国際ルールに基づき問題点を分析。

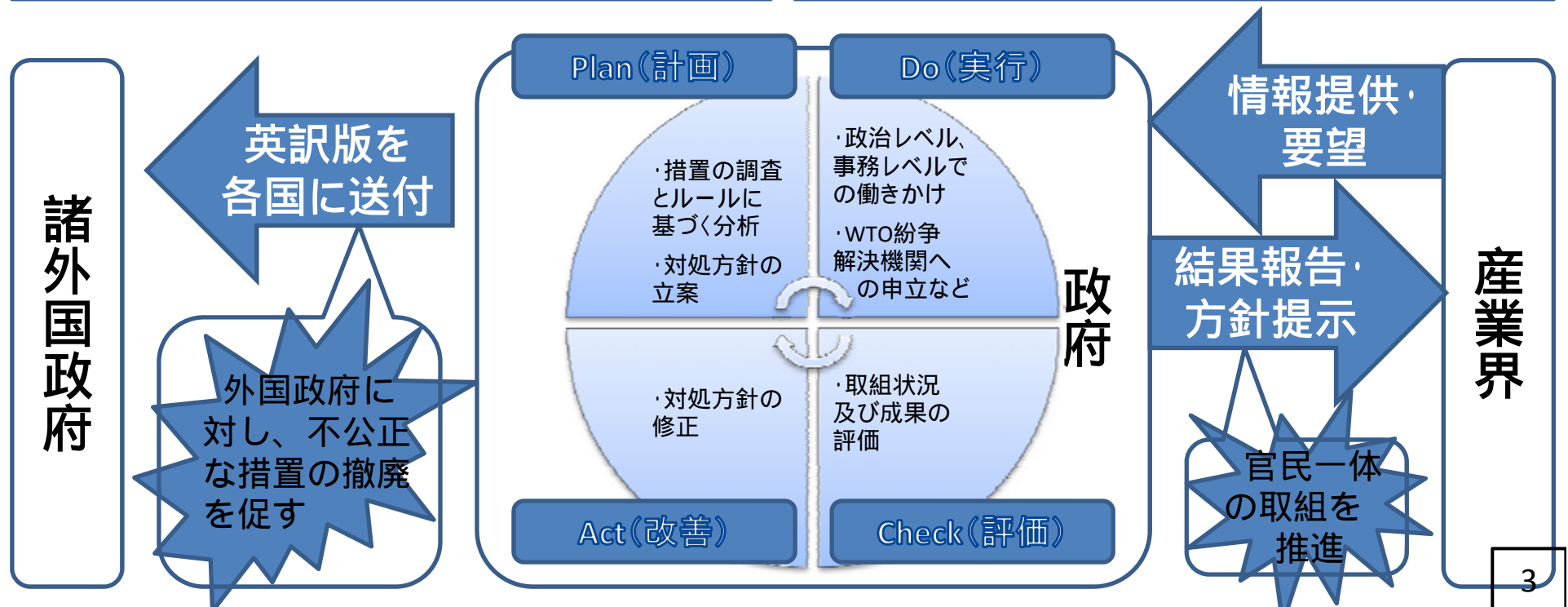
ホームページで報告書とその英訳を公表すると共に、英訳版を各国政府に送付。自主的な改善を促す。

取組方針

報告書が取り上げた措置のうち、優先的に取り組む案件を選定。

優先取組案件に関する取組状況及びその成果を公表。

通商政策の説明責任の確保と共に、産業界との情報共有で官民一体の取組を促進。



不公正貿易報告書の原点

米国の「結果志向」基準に対抗し、「ルール志向」基準の確立を目指す

	結果志向基準(米国)	ルール志向基準(日本)
「不公正さ」の基準	貿易の結果	国際的に合意されたルールとの整合性
1995年自動車協議	<p>数値目標要求。日本メーカーによる米国製自動車部品購入計画の改定・上積みを要求。</p> <p>一方的対抗措置の発動。通商法301条に基づき日本車の輸入に対する100%関税賦課等を提案。</p>	<p>数値目標を拒否。市場経済原則やWTOルールに反する。</p> <p>提案撤回を要求。WTOルール(GATT上の関税譲許違反、一方的対抗措置の禁止違反等)に整合的ではないことを理由にWTO提訴。</p> <p>WTO手続と平行して閣僚級協議を進め、1995年6月に決着、以下を合意。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WTO等国際ルールの遵守 ・数値目標の排除 <p>これを受け、我が国はWTO手続を停止。</p>
日米フィルム摩擦(富士 V.S. コダック事件)	米国市場におけるコダックのシェアは70%なのに日本では30%に過ぎないのは日本市場が不公正であるからだと主張。	<p>フィルム流通に関する日本の政府措置はいずれも、国産品を優遇するものではなく、内国民待遇義務に違反しない。</p> <p>WTOは日本の主張を支持。</p>

2010年版 不公正貿易報告書のポイント

1. 東アジア・東南アジアの案件が増大

- ・対日貿易額が多いなどの13ヶ国・地域を対象として調査し、合計128の政策・措置について問題を指摘。
- ・新たに掲載した政策・措置は11件と増加傾向(去年は5件)。うち7件が東アジア・東南アジア案件。

2. 強制規格や安全規制など国内措置として取られる措置が増加

通常の間税やアンチ・ダンピング間税、輸入ライセンス規制等の貿易措置 以外の措置。

(新規11件の内訳)

- | | | |
|-------|---|----------------------------------|
| 中国 | : 政府調達にかかる自主イノベーション認定制度
バイ・チャイナ(「政府調達法実施条例案」)
検閲ソフト「グリーンダム」搭載の義務化 | } いずれも、米国・EUと協調して
懸念を表明、働きかけ。 |
| ASEAN | : 鉄鋼製品に係る強制規格 <small>インドネシア・マレーシア・タイ</small> | |
| 韓国 | : リチウムイオン電池の認証に係る検査の義務化 | |
| カナダ | : バイ・オンタリオ条項による現地製品優遇条項(ローカルコンテンツ) | |
| ロシア | : 一部鉄鋼製品、農業機械、液晶テレビ等の輸入間税引上げ措置 | |

3. 気候変動に係る国境措置について分析

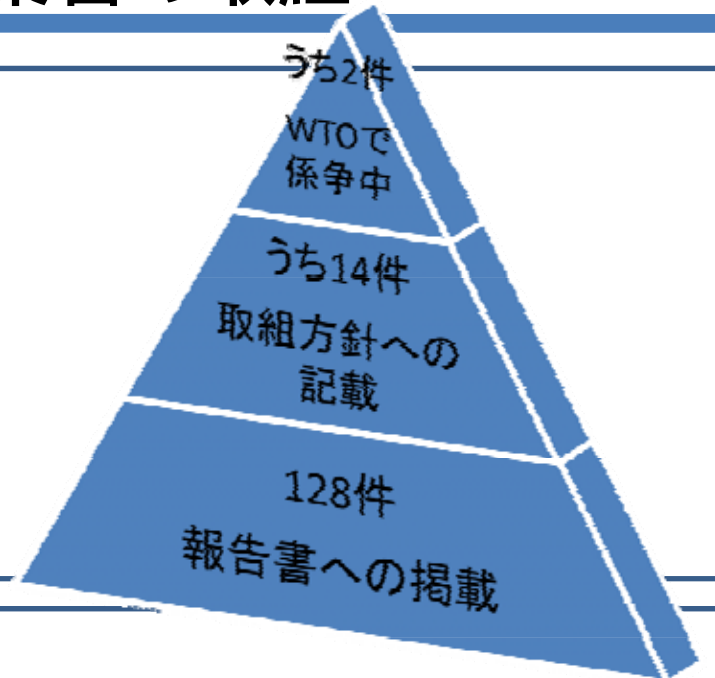
- ・米・EUで検討中の制度の概要
- ・WTO整合性評価の主要論点(結論は制度設計・運用による)

報告書を受けた 経済産業省の取組

1. 本年の成果の報告

措置の撤廃等の顕著な改善が見られたものは6件。
 (昨年取組方針に掲げた15件、及び今回の報告書で新規に追加した11件のうち)

- インド : **輸入品への特別追加関税 (事例)**
- 韓国 : **リチウムイオン電池認証規制 (事例)**
- ウクライナ : **関税引上げ措置 (事例)** 等



2. 本年の優先取組案件

未解決の優先取組案件数は14件で引き続き高水準。

< WTO勧告の早期履行を求めていくもの >

中国	知的財産権の保護と行使に関するWTO勧告の早期履行 本年3月20日に勧告の履行期限が到来したが、現時点では履行がなされたか確認できなかったため、引き続き優先取組案件としている。
米国	バード修正条項に基づく、通関済物品からのアンチ・ダンピング税及び相殺関税収入の米企業向け分配の停止 ゼロイングに係るWTO勧告の早期履行 (事例) 日本製熱延鋼板に対するAD措置に係るWTO勧告早期履行

経済産業省の取組方針 掲載事案

< 既にWTO紛争解決手続に付託されているもの >

EU	無税とされるべき情報技術協定(ITA)対象製品に対する関税賦課の廃止(事例)
----	--

< WTO紛争解決手続には付託されていないが、引き続き問題解決を図っていくもの >

中国	<p>自主イノベーション製品認定制度における差別の是正やその他の政府調達に係る制度及び運用の改善</p> <p>鉱物資源の輸出制限措置への対応(事例)</p> <p>アンチ・ダンピング調査における不適切な運用の是正</p> <p>模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応</p>
米国	米国再生・再投資法に含まれる「ハイ・アメリカ条項」のWTO協定整合的運用の確保
カナダ	電力固定価格買取り制度に係るローカルコンテンツ義務
アジア各国	模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応(ASEAN、韓国、台湾、香港、インド)
ロシア	自動車等の関税引上げ措置の撤廃
アルゼンチン	エレベータ等に対する非自動輸入許可制の運用改善

事例 インド (顕著な改善) 輸入品への特別追加関税の撤廃



措置の概要

2006年3月、インド政府は、輸入品に対して「特別追加関税(5.07%)」を課税。州の付加価値税を納めると還付されるもの。
手続が複雑で実際の還付例は少なく、年間20億円以上の負担が発生。
不公正貿易報告書でも2007年版から継続的に取り上げて問題視。
事務レベルの働きかけ、産業界の取組により、2010年2月末に問題解決。

経緯

1. 事務レベルでの初動とフォローアップ

- 経済連携協定交渉中での解決が難航、2009年7月、経済産業審議官からインド筆頭財務次官に撤廃を申入れ。
- 10月に通商機構部参事官よりインド財務次官(歳入担当)に対してWTOルール協定整合性に疑義を呈し改善を要請。
- その後も経済産業審議官からインドWTO代表部大使に、その他日本政府から財務省に複数回申入れ。

2. 産業界の取組

- 2009年12月、大橋信夫 日印経済合同委員会会長(当時三井物産会長)がインド財務大臣を表彰、要望書を渡し、早急に検討・対応するとの回答。

3. 解決

- 2010年2月27日、インド財務省が、日本から要望のあった主要品目について特別追加関税を撤廃する旨公表し、即日実施。これにより、我が国からの輸出品の大半について問題が解決。
(ただし、自動車は撤廃の対象外であり、引き続き働きかけを継続。)

事例 韓国(顕著な改善)のリチウムイオン電池認証規制



措置の概要

2009年4月、韓国政府は、7月からリチウムイオン電池の安全規制に係る認証手続を課すと公表。

認証のためのデータを取る試験・検査機関が韓国国内の少数の機関に限定され、日本からの輸出を妨げる可能性があった。

政治レベルでの働きかけが功を奏し、日本の認証機関が認定された。

経緯

1. 事務レベルでの初動

- 2009年6月、日本政府から韓国技術標準院に申入れ、試験・検査機関を韓国内の少数の機関に限定していること、十分な準備期間が確保されていないことについて懸念を伝達。義務づけは延期するものの、日本の試験・検査機関の認定は難しいとの否定的な回答があった。

2. 政治レベルでの働きかけ

- 2009年6月22日、経済産業大臣は記者会見で当該制度に対する懸念を表明。同月、フランスで開催されたOECD閣僚理事会にて経済産業大臣から韓国通商交渉本部長(閣僚級)に働きかけ。

3. 解決

- 韓国政府は、記者会見の翌日6月23日に、2009年12月末まで経過期間を設けること、韓国外から輸入する場合は別途の追加試験無しに、韓国政府が認める海外の試験・検査機関から発給を受けた試験成績書を活用できることを発表。2009年10月には、日本側の試験機関として財団法人電気安全環境研究所(JET)を認定。

事例 ウクライナ (顕著な改善) 関税引き上げの撤廃



措置の概要

2009年3月、ウクライナ政府は、自動車、冷蔵庫、加工食品、繊維製品等、広範な品目に対し13%の追加関税を賦課。

我が国からウクライナ向けの輸出の約73%を占める自動車の関税率が10%から23%に引き上げられ、日本からの輸出に影響(右下図)。

不公正貿易報告書でも2009年版で取り上げ問題視。

WTO勧告を踏まえ、2009年9月には撤廃。

経緯

1. 政治レベルでの働きかけ

- 2009年3月には、事務レベルでの申入れと共に、経済産業副大臣からウクライナ経済大臣に、総理からウクライナ首相に懸念を表明。
- さらに同年6月には経済産業副大臣からウクライナ経済大臣宛に書簡を発出。

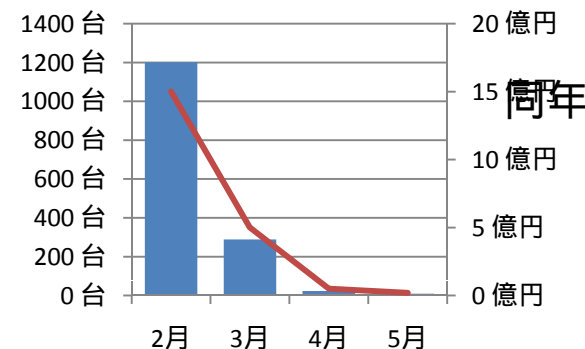
2. 事務レベルでのフォローアップ

- 2009年5月には日本政府はウクライナ高官及び立法関係者に対して申入れ。
同年6月にも引き続き事務レベルで申入れ。
- その後、WTO加盟国とウクライナとの協議が行われ、WTOは9月までに追加関税措置を撤廃すべきと勧告。

3. 解決

- WTO勧告を踏まえ、2009年9月に同措置は撤廃。

図. 乗用車の対ウクライナ輸出の推移



貿易統計より作成。

事例 米国(履行段階) ゼロイング



措置の概要

米国は、「ゼロイング」と呼ばれる不当な方法で外国のダンピングを認定し、ダンピングの事実がないものにまでアンチ・ダンピング税を課税。

日本のベアリング業界は、1989年よりゼロイングに基づく不当なAD税が課せられており、対米輸出約160億円について、アンチ・ダンピング税年間約20億円過剰支払い。

経緯

1. WTOでの動き

- 2004年11月、我が国は、米国をWTO提訴。
- 2007年1月、上級委員会はアンチ・ダンピング手続全体を通じてゼロイングがWTO協定違反であることを認定し、米国に対しゼロイング廃止を勧告。
- 2009年8月、上級委員会は、米国がWTO勧告の履行期限後も勧告を履行していないと決定。



2. 今後の動き

- 現在、対抗措置(米国から我が国への輸入品への報復関税の賦課)の額を決定する仲裁手続の段階。なお、我が国の申請額は2億4850万ドル。

事例 EU (小委員会段階) 情報技術協定対象製品への課税



措置の概要

EUは、情報技術協定(Information Technology Agreement)に参加しており、対象となるIT製品は関税0%とする義務。

EUは、この約束に反し、本来無税とされるべきIT製品に対して関税を賦課。

EUは技術進歩による多機能化・高度化を理由に、ITA対象外の製品であるとして、関税を課している。

日本企業のEUへの輸出は複合機だけでも約3千億円程度あり、大きな影響。



コピー、FAX、プリンタ
の機能を持つ複合機(MFP)

EU税率 0% → 6%



DVI端子付きPCモニタ

EU税率 0% → 14%



録画機能付きセット
トップボックス

EU税率 0% 13.9%

経緯

1. WTOでの動き

- 2008年5月28日、我が国は、米国、台湾とともにWTOに協議要請を行い、9月には小委員会が設置。
- 2009年5月、7月に小委員会会合が開催され、我が国の立場を主張。

2. 今後の動き

- 2010年夏頃、WTOから報告書が発出され、判断が示される予定。

事例 中国(二国間での協議段階) 資源輸出制限措置



措置の概要

中国政府はコークスやレアアース等、多くの原材料品目について、輸出許可証を発給し、輸出可能な者、輸出可能な数量を管理している。

また、輸出に際しても高率な輸出税を賦課している。(2009年、コークス:40%、レアアース:20%、亜鉛:15%等)

これらの措置はWTO協定に違反している可能性があるが、中国は環境保護と有限天然資源の保存のための措置で、WTO協定に示される例外にあたりと主張。

経緯

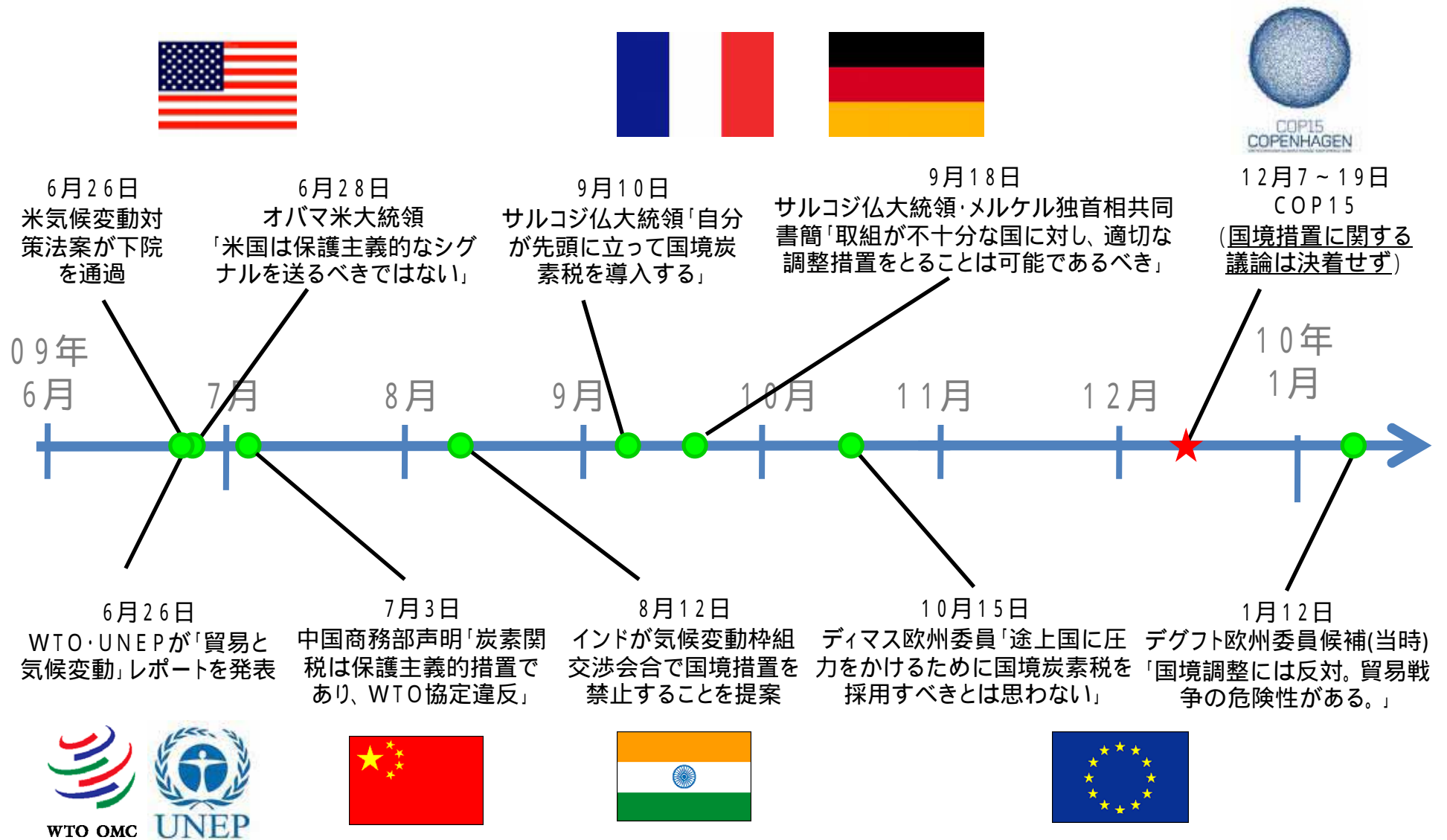
1. 二国間協議・WTOでの動き

- 2009年4月に日中の官民対話を実施(日中レアアース交流会議)、5月に経済産業審議官より商務部副部長に働きかける等、事務レベルの折衝を続け、6月に日中ハイレベル経済対話において経済産業大臣から商務部長に改善を要請。
- 2009年10月、経済産業大臣と商務部長の会談の結果、輸出制限は環境保全のためであり、特定の国を対象とするものではなく、関連省庁に懸念を伝達するとの言質を得た。その後も経済産業審議官が工業信息化部副部長と意見交換するなどフォローアップ。
- 米国・EUはWTO上の協議を要請し、2010年1月パネル設置(我が国は第三国参加)。

2. 今後の動き

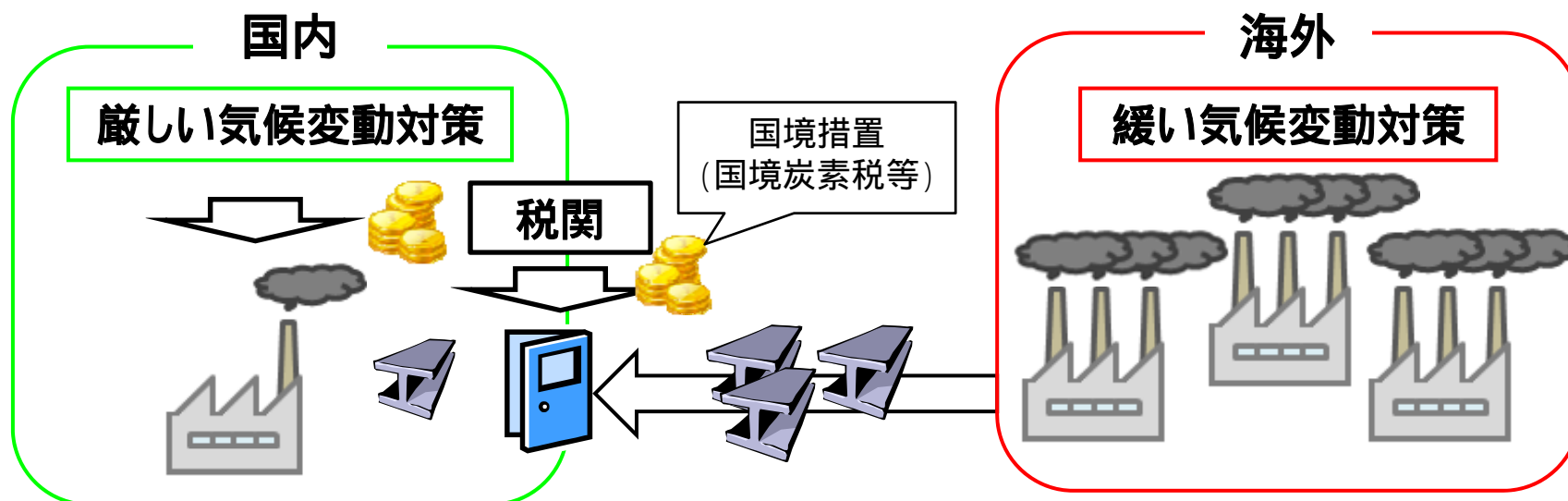
- WTOでの議論を注視すると共に、中国への働きかけを継続。

議論が進む「国境措置」



気候変動対策に係る国境措置とは

気候変動対策が不十分な国からの輸入品に対し、水際で追加負担を求めるもの。
(国内の措置に応じ、国境炭素税と輸入時の排出権の購入義務付けがある。)











- 国内外の気候変動対策の格差による悪影響を防ぐ。
 - ・ 国内企業だけ負担を課せば、コスト増により競争上不利になる。
 - ・ その結果、気候変動対策の厳しい国から緩い国へ製造業が移転すると、温室効果ガスの排出が減らない。
- 新興国が気候変動対策に取り組む誘因を与える。

カーボンリーケージ対策としての国境炭素税の位置付け

		炭素税	排出権取引制度
貿易措置	輸入	国境炭素税	輸入時の排出権提出義務付け
	輸出	税の還付	排出権の還付？
その他の対策		免税	排出権無償割当

上記以外にも、環境基準に基づく強制規格の採用などが政策として考えられる。

主要国の気候変動政策と国境措置に関する立場

国・地域	環境税	排出権取引	国境措置に関する立場	
 米国	無	法案審議中 (下院は通過)	? (議会は肯定的、大統領は保護主義を懸念)	
 EU	- (各加盟国毎の制度)	有	(将来の選択肢として排除せず)	
 フランス	導入を無期延期	-	(サルコジ大統領が環境税と併せて推進)	
 ドイツ	(燃料・電力のみ)		(仏に一部同調)	
 英国	(企業活動のみ)		×	(最良の選択肢ではない)
 豪州	無	法案審議中 (下院は通過)	×	(最良の選択肢ではない)
 中国	無	無	× × (全面的に反対)	
 インド	無	無	× × (全面的に反対)	

国境炭素税のWTO整合性に関する主要論点

論点1: 関税率の上限を超えて、炭素税を水際で輸入品から徴収できるか。(GATT2条、3条)
(これまでの例 消費税: ○、法人税: ×、製品の生産時に使用したエネルギーにかけられた税: 不明)

論点2: 「内国民待遇」を満たしているか。(GATT3条)

論点3: 「最恵国待遇」を満たしているか。(GATT1条)

論点4: WTO上の例外として認められるか。(GATT20条)
・環境保全目的と認められるか。
・恣意的または不当な差別になっていないか。

WTO協定上許される

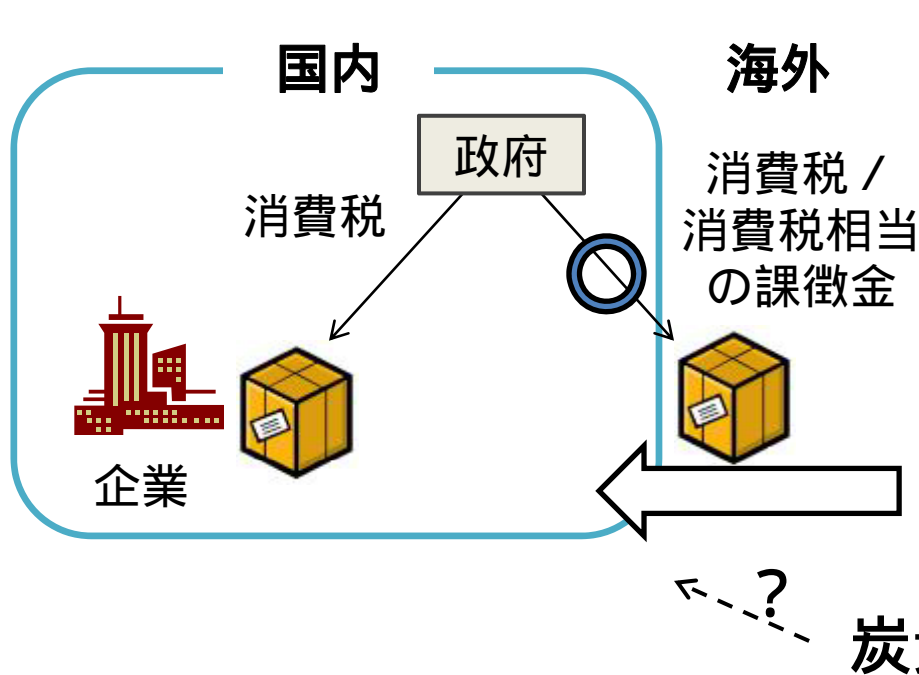
WTO協定上許されない

↑ GATTの「本則」
↓ GATTの「例外」

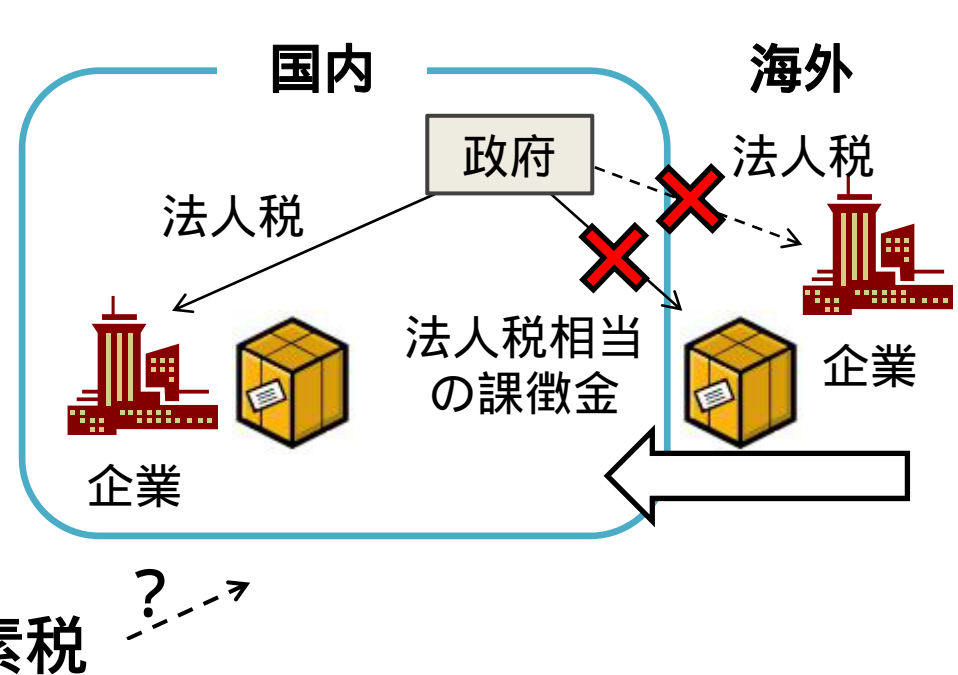
論点1：関税率の上限を超えた炭素税の水際での徴収の可否

関税は、他のWTO加盟国に約束した上限を超えられない。(GATT2条1項)
但し、消費税等の間接税は、自国産品に課している範囲内であれば、海外産品にもかけられる。(GATT2条2項、GATT3条2項)
産品ではなく、企業を対象とする法人税等の直接税は、海外産品にはかけられない。
(同上)
炭素税が海外産品にかけられるかどうかについては、不透明。

間接税：水際での調整可



直接税：水際での調整不可



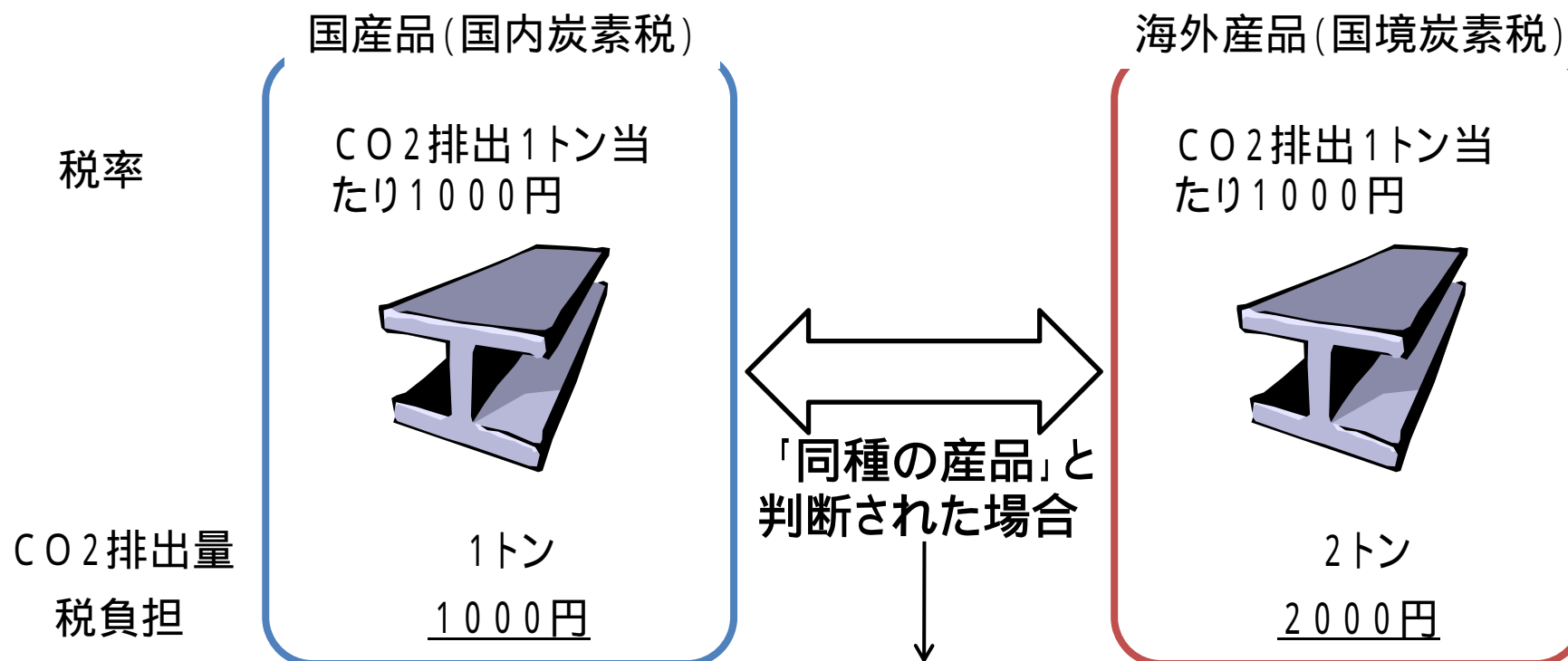
産品に課せられた税であり、間接税として扱うべき？
製造方法に課せられた税であり、直接税と同様に扱うべき？

論点2：内国民待遇

国内で課税する際、国産品を海外産品よりも有利に扱ってはならない。(GATT3条)
国内向けの炭素税の税率が、国境炭素税の税率よりも低ければ内国民待遇義務違反となる。

形式的には平等でも、実質的に差別と判断された事例もあり、国内の炭素税と国境炭素税が同率でも違反になる可能性はある。

形式的に無差別でも内国民待遇義務違反となりうる例



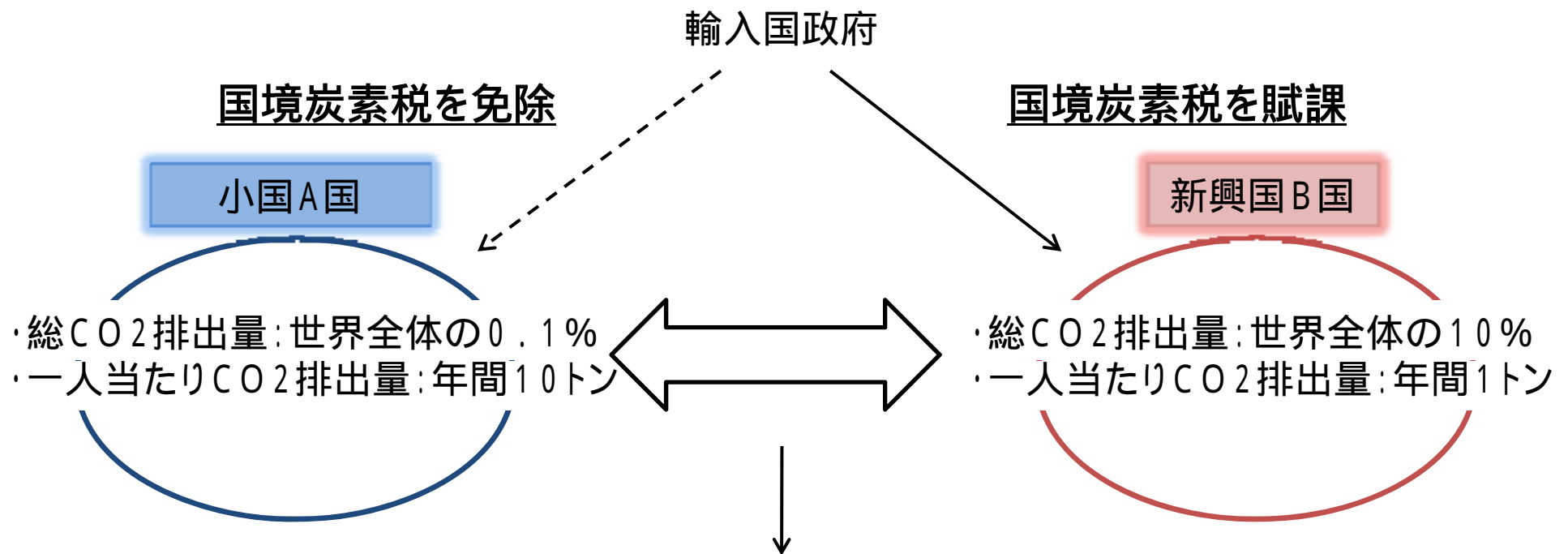
「同じ物」に「違う負担」→内国民待遇義務違反の可能性

論点3：最恵国待遇

全てのWTO加盟国は、平等に扱われなければならない。(GATT1条1項)
合理的な理由なく一部の国を国境炭素税の対象から外せば、国境炭素税を課される国と課されない国の間で差別していると判断される可能性がある。
全ての国に同じ国境炭素税を課した場合でも、国毎の経済状況の違いを反映せず「実質的に差別している」と判断され、最恵国待遇義務違反となる可能性がある。

最恵国待遇義務違反となりうる例

温室効果ガス削減の
国際合意がない場合



国際合意がないまま、一部の国のみ優遇→最恵国待遇義務違反の可能性

論点4:WTO上の例外

GATTの原則に違反する措置でも、一定の条件を満たせば、例外として許容される可能性がある。(GATT20条)

例外と認められるためには、以下の2点が必要。

国境炭素税が「有限天然資源の保護」を目的とするものであることを示す

国境炭素税が「恣意的または不当な差別」でないことを示す(GATT1条や3条よりは緩やかな基準で判断)。

主な論点

環境保全目的と認められるか

・大気は「有限天然資源」に当たるか

(先例)

絶滅が危惧される海亀：

清浄な空気：

温室効果ガスの濃度が低い大気： ？

・国内向け措置と比べ、公平か

国内の炭素税と税率が同じ： ？

「恣意的また不当な差別」ではないか

・先例では、特に以下の点を重視。

貿易措置を取る前に、関係国と誠実な交渉を行ったか(合意までは求められない)

輸出国が自らの状況に適した措置をとる余地を与えているか

気候変動対策について、途上国は「共通だが差異ある責任」：

先進国と同等の負担を求めることは、 に反すると判断される可能性。

国境炭素税と排出権の提出義務付けの違い

物品輸入時の排出権提出義務付けを、国境炭素税と同様の「税または課徴金」か、性格の異なる「規制」か、議論あり。

「税または課徴金」でなければ、GATTの本則に違反する可能性が高まる。

ただし、その場合でも、GATT20条例外による正当化の可能性あり。

制度の種類に応じたGATTの規律

	税または課徴金	左以外の規制
海外産品のみ に適用	内国税相当の課徴金 (GATT2条2項) 内国民待遇付与の必要	輸入制限(GATT11条) 一般的に禁止
国産品、海外産 品の双方に適用	内国税・課徴金の海外産 品への賦課(GATT3条2項) 内国民待遇付与の必要	国内規制の海外産品へ の適用(GATT3条4項) 内国民待遇付与の必要